市制施行70周年市民提案事業助成金交付事業
市老人クラブ連合会創立60周年記念市民講演会

映画「ぼけますから、よろしくお願いします。」監督 信友直子さん講演会

「認知症の人と家族を、みんなで支えるまちづくり」

問い合わせ　市老人クラブ連合会　☎52-2235
（平日の9時～16時）

私たちの大竹市がこれからも「誰でも安心して暮らしていける福祉のまち」となるよう、認知症のことを考えながら、支え合いのまちづくりを考える市民講演会です。

※要約筆記あり
定員　300人程度
入場料　無料
申し込み　不要

12月10日㈫
13時30分▶15時
（13時開場）
アゼリアホール

講 師　信友直子さん（映画監督）

1961年広島県呉市生まれ。1984年東京大学卒、映画監督。90歳代の父が認知症の母の介護を続けた日々を娘の視点で描いた映画「ぼけますから、よろしくお願いします。」で知られる。現在、映画制作の他、認知症の人と家族を地域で支えることの大切さに関する著作活動、講演活動で活躍中。

法務省地方委託事業

人権講演会「自分らしく 生きる」

こころもからだもいろいろ、彩り豊かでええじゃん

問い合わせ
自治振興課　☎59-2145

「性の多様性」は「生の多様性」、誰もが「自分らしく」過ごせる人間関係を作るために必要なことを、セクシャルマイノリティの当事者2人のライフストーリーをとおして考えましょう。

とき
令和7年2月1日㈯13時30分～15時30分（受け付けは13時から）

ところ　アゼリアおおたけ

講 師
當山敦己さん、高畑桜さん（一般社団法人こいろhiroshima共同代表理事）

定 員　100人程度

申し込み
11月5日㈫～令和7年1月17日㈮までに電話または電子申請で自治振興課へ。
定員を超えていなければ締め切り日以降も受け付けます。
※託児は行っていません。（一緒に入場できます）
※手話通訳・要約筆記あり

電子申請

11月12日㈫▶25日㈪

「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間

問い合わせ
自治振興課　☎59-2145

配偶者などからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなどの暴力は重大な人権侵害です。

この運動期間をきっかけに、「暴力の未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めましょう。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

配偶者などからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生しています。

広島法務局と県人権擁護委員連合会は、女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るための相談活動の強化に取り組むため、専用相談電話を開設しています。

この期間は電話回線を増やし、電話相談時間を延長します。一人で悩まずに電話してください。

電話番号	0570-070-810
通常	平日：8時30分～17時15分
全国一斉強化週間	11月13日（水）～19日（火） 平日：8時30分～19時 土曜日・日曜日：10時～17時

11月は児童虐待防止推進月間

問い合わせ
児童相談所全国共通3桁ダイヤル（地域の児童相談所につながります）☎189
家庭児童相談室（福祉課内）☎59-2151

子どもへの虐待は、大きく4つに分けられますが、これらが重なって起こることが少なくありません。

子育てに不安や悩みを抱えたときは、ひとりで悩まずに相談してください。また、周囲に気になる子育て家族がいたときは、児童相談所や福祉課の窓口へ連絡・相談してください。緊急の場合は、警察に通報してください。

連絡は匿名で行うこともできます。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、たたく、激しく揺さぶる、やけどを負わせる　など
心理的虐待	無視する、言葉でおどす、きょうだい間での差別的扱い、目の前で暴力をふるう　など
ネグレクト	食事を与えない、不潔なままにしておく、病気やケガを放置する、子どもが泣いていても無視する　など
性的虐待	性行為を強要する、わいせつな映像を見せる　など

法務省地方委託事業

映画上映会「ぼけますから、よろしくお願いします。」

（2018年制作　字幕あり）

12月17日㈫　アゼリアおおたけ
①午前の部　10時30分～（開場10時）
②午後の部　13時30分～（開場13時）

問い合わせ
自治振興課　☎59-2145

娘である「私」の視点から、認知症の家族を抱えた家族の内側を丹念に描いたドキュメンタリー映画です。（上映時間102分）

※（2022年制作の続編「ぼけますから、よろしくお願いします。～おかえりお母さん～」ではありません）

定　員
各上映回いずれも90人（申込順）

入場料　無料

申し込み（定員に達し次第締め切り）
11月11日㈪～12月11日㈬までに電話または電子申請で自治振興課へ。
定員を超えていなければ、締め切り日以降も受け付けます。
※①または②のどちらか1回を申し込んでください。両方を申し込むことはご遠慮ください。
※託児は行っていません。

①午前の部
電子申請

②午後の部
電子申請

特設人権相談所開設

問い合わせ
自治振興課　☎59-2145

人権デー（12月10日）と人権週間（12月4日～10日）にちなんで、特設人権相談所を開設します。

とき
12月7日㈯　10時～15時

ところ　総合市民会館

相談内容
暮らしの中で起こるさまざまな人権問題（家庭内、近隣間、学校、職場内など）

※相談無料、秘密は厳守されます。（予約不要）

子育てのワンストップ窓口「おおたけ版ネウボラ」

妊娠から出産、子育て期を通じて子育てに関するさまざまな情報の提供や相談に応じます。どんなことでも気軽に相談してください。

保健医療課　☎59-2140
子育て支援センターどんぐりHOUSE　☎59-3500

ヤングケアラーってなに？

本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。年齢や成長段階に見合わない負担・責任を負い、日常生活に支障がでるほど長時間にわたって家族のケア（世話）をしています。ヤングケアラーを支えるためには、周囲の大人が気付くことが重要です。気付いたら、福祉課の窓口へ連絡してください。